

行 動 計 画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2.内容

目標1：改正後の育児・介護休業法に基づく育児休業、産前産後休業などの周知をし、男性社員にも育児休業を利用しやすいよう促す。育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

(対策)

- 令和6年4月～5月 全社員に対し、最新の育児介護休業規程や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和6年6月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：令和6年12月までに、小学校就学前の子を持つ社員（男女）が、希望する場合にできる短時間勤務制度を導入する。

(対策)

- 令和6年4月～ 社員への聞き取り調査、検討開始
- 令和6年7月～ 制度の導入、社内報・メールなどによる社員への周知

目標3：子の看護休暇制度を拡充する、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることができるようにする。

(対策)

- 令和6年4月～ 社員への聞き取り調査、検討開始
- 令和6年5月～ 制度の導入、社内報・メールなどによる社員への周知。

目標4：時間外・休日労働の削減をする

(対策)

- 令和6年4月～ 社員への実態調査
- 令和6年10月～ 仕事と生活の調和をすすめるため、所定外労働時間削減をテーマに、業務の見直し等の協議をする
- 令和7年4月～ 社員へ周知徹底